

TBG 重要情報等開示の基本方針

1 . 重要情報等開示の基本方針

当社は、株主・投資家等ステークホルダーへ適切な情報開示を行うため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程、金融商品取引法、会社法、その他関連法令を遵守し、適時、適正かつ公平な重要情報の開示を、当社の定める基準に従い、適切に実施する体制を構築しております。

2 . 重要情報等開示体制

当社は、当グループにおける重要情報等開示に関する業務及び未公開の重要情報の管理、統括業務は、情報管理責任者である取締役経営管理部長が行っております。

情報管理責任者は、各事業部門における個別会議等並びに取締役及び各部門長により構成される経営会議を会社情報の伝達および集約機会であると社内に周知徹底を行い、検討対象情報の迅速且つ網羅的な収集に努めております。

情報管理責任者は、集約された未公開の重要情報につき経営会議に付議し、さらに内容に応じて取締役会に付議し、承認を得た後、速やかに代表取締役名にて公表してまいります。

なお、発生事実等については、情報管理責任者は、取締役会への付議・承認後、迅速に情報開示を行うことを原則としますが、当該重要情報の迅速な開示のために、当社の定める基準に基づく代表取締役社長の判断により、代表取締役社長の承認をもって情報開示を行い、取締役会へは事後報告とする場合があります。

3 . 重要情報等開示情報の管理体制

当グループは、重要情報等開示に関する基本方針をホームページに掲載するほか、社内規程として「重要情報等開示規程」「重要情報等開示マニュアル」「インサイダー取引防止規定」を定め、更にグループ各社の役職員に対し、適宜教育の機会を設け、各種情報の取り扱いに関し、情報管理及び漏洩・不正使用の防止、重要情報等開示の体制及び方法等に関する基本ルールの周知徹底を図ってまいります。

(重要情報等開示体制図)

